

一括下請負に関する点検要領

(令和8年4月1日制定)

1 趣旨

「広島市水道局現場施工体制等把握実施要領」4 施工体制の把握(4)に該当する工事を点検するための要領を定める。

2 点検方法

- (1) 監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与状況等について点検する。
- (2) 施工体制の把握において、疑義のあった項目に絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (3) 元請だけでなく、少なくとも三次下請負までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
- (4) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
- (5) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事（請負人からの説明に合理性が認められない場合等）については、建設業許可部局等に通知する。
- (6) 点検者は担当係長とし、点検の結果を「施工体制の点検表（一括下請負-1, 2）」及び「施工体制の点検表（実質関与）」に記録する。

3 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- (1) 監理技術者等の専任が疑わしい場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第26条違反となる。
- (2) 元請の実質関与に関しては、「施工体制の点検表（実質関与）」を参考に以下の項目等について点検する。

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来形・品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |

- (3) 「施工体制の点検表（実質関与）」を用いての点検結果、
 - ア 全項目で○。この場合「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
 - イ ア、ウ以外。この場合「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
 - ウ 全項目で△また×。この場合「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。
- (4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙1「紛らわしいケースでの判定の目安」及び別紙2『「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足』を参考に判定する。なお、別紙1は判定の目安であるので以下の場合、これらの要素も加味して別途、判定する。
 - ア 当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
 - イ 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合 等

附則

この要領は、令和8年 4月 1日から施行する。

紛らわしいケースでの判定の目安

ケース内容	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4 (下請の一括下請負)
元請負の実質関与の状況(点検結果) *	<p>主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。</p> <p>★ 元請(管理業務) → 一次下請(主たる部分を請負。直営施工なし) → 二次下請(実質施工) → 二次下請 一次下請(従部分)</p>	<p>特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。</p> <p>★ 元請(管理業務) → 一次下請A(工事量:大) → 二次下請 一次下請B(工事量:小) → 二次下請</p>	<p>工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。</p> <p>★ 元請A → 一次下請C → 二次下請 元請B → 一次下請C → 二次下請</p>	<p>下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース</p> <p>★ 元請 → 役割分担不明(一次、二次) → 三次(実質施工) 一次、二次 → 三次(実質施工)</p>
ア(全体実施) 総合的な企画・調整等全体を実施。	<p>○元請のみ実質関与。 ① <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請の業務が不明確で介入が不適切と判定。</p> <p>○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検。</p>	<p>① <input type="checkbox"/> ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検。</p>	<p>点検結果に関わらず要件に合致すれば・・・ 一括下請負の疑義有</p>	<p>①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 <input type="checkbox"/> ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①-2 <input checked="" type="checkbox"/> × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ×</p>
イ(部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。	<p>③ <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。</p>	<p>② <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。</p>		
ウ(関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。	ケースに関わらず一括下請負の疑義有			

*元請けの実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- | | | | |
|------------|-----------|------------------|--------------|
| ① 技術者専任 | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明 | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画 | ⑦ 工程管理 | ⑧ 出来型品質管理 |
| ⑨ 完成検査 | ⑩ 安全管理 | ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督 | |

別紙1「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

- ※1) ○印；一括下請負の疑義がない工事
×印；一括下請負の疑義がある工事
- ※2) 直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース1

- ※3) 一括下請負の疑義がある工事において、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局等に通知することとする。
- ※4) 「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- ※5) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

●ケース3

- ※6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」；
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を超える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース4

- ※7) ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙1のケース4に例示した施工体系の場合は、一般に①-2もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース4の①-1に該当する場合としては、例えばケース1の②における一次下請負人が相当する。
- ※8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。
なお、専任は、請負金額が4,500万円（建築一式工事では9,000万円）以上の工事について必要である。